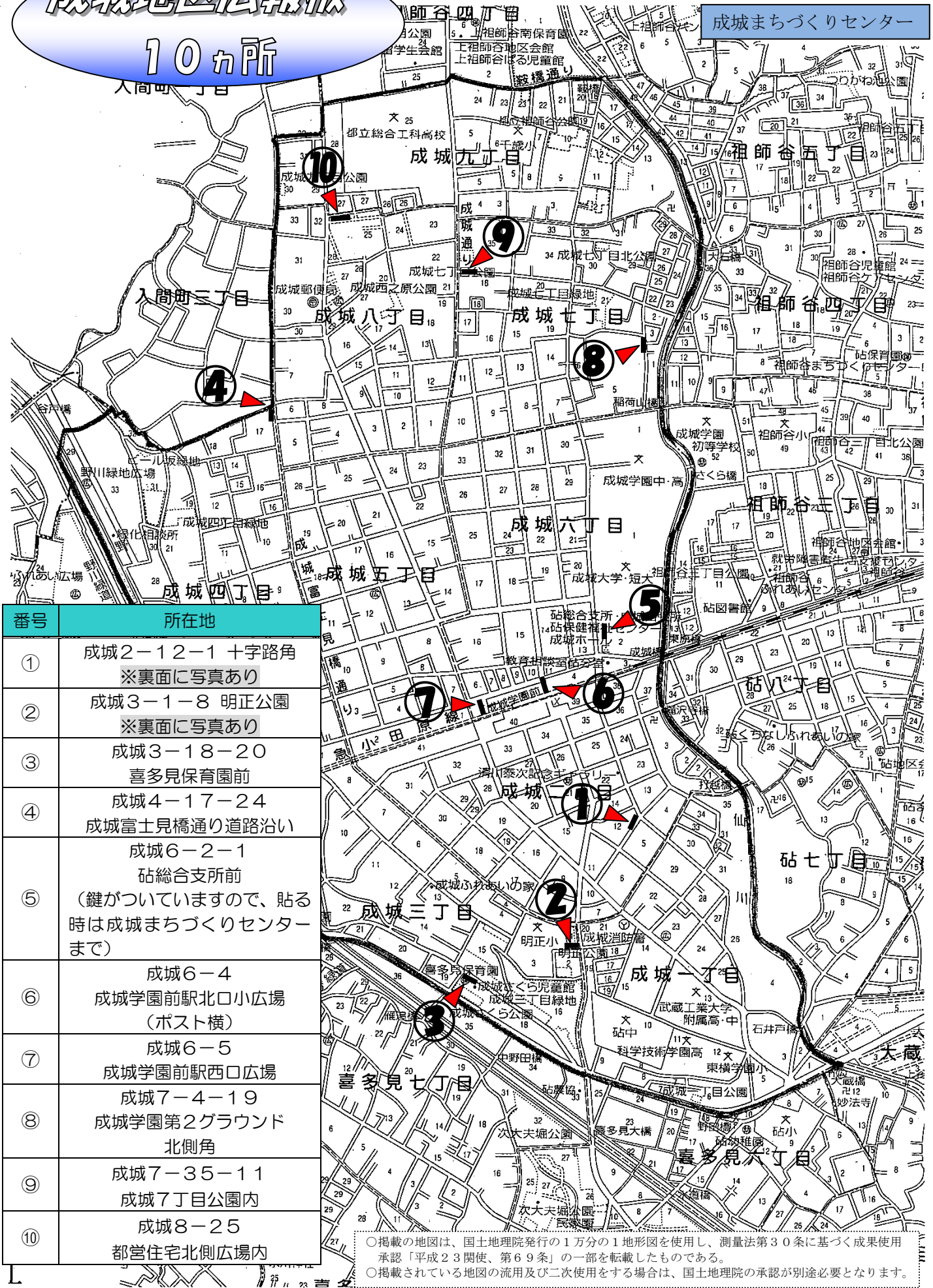


成城地区広報板

平成30年11月26日～

10ヵ所

成城まちづくりセンター



②「成城3-16 成城3丁目緑地公園入口前」から「成城3-1-8 明正公園」に移動 (H30.11.26～)

①



②



区広報板（地域コーナー）ご利用のかたへ

1. 利用の申し込みは掲示開始予定日の10日前からです。
2. 掲示期間は、10日以内です。
3. 掲示物は、広報板配置図を参考に、自分たちで貼り、期間経過後は速やかに取り外してください。
※期間が経過した掲示物が取り外されていないときは、次回以降、利用の承認がされない場合もあります。
※承認されて以降、（一部でも）掲示物を貼らないことにしたときには、すみやかにまちづくりセンターにご連絡ください。
4. 掲示物の大きさは、A4サイズ（縦）です。
5. 掲示部分は広報板の右側約2分の1に書かれているマス目内です。
6. 掲示する際は、がびょうを使用しないでください。また、使用したホッチキスの針等の散乱による事故発生や、放置による美観低下にご配慮願います。
7. 事業等の開催場所は、原則として区内の場合になります。

**詳しくは、成城まちづくりセンターまで
お問い合わせください。**